

<報告 (2) >

平成22年度市町村派遣研修生について

1 経緯

(1) あいち電子自治体推進協議会は、県及び県内市町村で構成し、共同でシステム開発、運営等を行っており、協議会の設立準備段階から市町村実務研修生を派遣していただいている。

また、平成15年にあいち電子自治体推進協議会設立後は、事務局を愛知県地域振興部情報企画課に置き、県職員及び市町村実務研修生により事務処理を行っている。

(2) 設立準備時は1名、協議会設立後は、業務量により3名から5名の範囲で派遣をしていただいている。

(3) 平成16年度第4回幹事会で、市町村実務研修生の派遣ルールが承認される。

(4) 市町村合併が進んだことにより、ブロック内市町村数の偏りとブロックによる派遣実績の偏りが生じたため、市町村実務研修生の派遣ルールの見直しをおこなった。(平成21年度第2回幹事会承認 平成21年9月2日開催)

2 平成22年度派遣ブロック(予定)

ブロック区分	市町村名(予定)	備考
尾張ブロック	瀬戸市(H22年、H23年)	
海部ブロック	愛西市(H21年、H22年)	
東三河ブロック	田原市(H22年、H23年)	
新城設楽ブロック	設楽町(H22年)	

【あいち電子自治体推進協議会 派遣ルール】平成21年度第2回幹事会承認

(1) 派遣団体

ア 原則として地域ブロックのローテーションとし、該当のブロック内団体から派遣するものとする。

イ 偏りが解消されるまでの間、原則として尾張地区3名、三河地区1名の派遣とする。

ウ ブロック内のすべての団体が、派遣ルールにより派遣が終了した場合は、当該ブロックをローテーションから除く。

(2) 派遣期間

ア 原則として、市は2年間、町村は1年間又は2年間とする。

イ 市の事情により派遣期間が1年間となる場合は、同一ブロック内の団体で2年間継続するものとし、派遣期間が1年の場合は、別途アの派遣期間を満たすこととする。

ウ 上記ア及びイは、平成16年度第4回幹事会に承認された派遣ルール以降においても適用する。

(3) 派遣ローテーション

別添の派遣ローテーションによることとし、協議会事務局の業務量により、市又は町村から派遣することとする。

(4) ブロック内での派遣ルール

各ブロックにおいて定めるものとする。

【別表】研修生派遣状況及び今後の予定

ブロック名	H13 H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
尾張			東郷町			稻沢市	一宮市		瀬戸市		派遣
海部		美和町	蟹江町		津島市			愛西市		派遣	
知多	H13 大府市	東海市				半田市				派遣	
西三河	H14 西尾市			岡崎市			安城市				派遣
豊田加茂					豊田市						
新城設楽				作手村	東栄町			新城市	設楽町		
東三河		豊橋市		豊川市		蒲郡市			田原市		
派遣団体数	各1	3	4	4	5	4	4	4	4	(4)	(4)

* 新城設楽ブロックは、派遣ルールの見直し以前に、ブロック内の取り決めで平成22年度の派遣団体を設楽町に決定していたため、設楽町からの派遣。